

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 医療局の職員定数を増加することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 介護支援専門員実務研修受講試験手数料の額を減額することとした。（別表第4関係）
- 2 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事又は宅地造成工事計画変更の許可申請手数料を廃止することとした。（別表第7関係）
- 3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額の区分を改めるとともに、併せて所要の整備をすることとした。（別表第7関係）
- 4 その他所要の整備をすることとした。（別表第6関係）
- 5 施行期日等

（1）この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は令和5年4月1日から、2及び（2）は同年5月26日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県附属機関条例（条例第4号）

- 1 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関（法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるといふこの条例の趣旨について定めることとした。（第1条関係）
- 2 執行機関の附属機関の設置及び所掌について定めることとした。（第2条、別表第1～別表第11関係）
- 3 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関（以下「審議会等」という。）の組織について定めることとした。（第3条、別表第1～別表第11関係）
- 4 審議会等の会長等及び副会長等について定めることとした。（第4条関係）
- 5 審議会等のうち次に掲げるものに、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができること等とした。（第5条関係）

- （1）岩手県総合計画審議会
- （2）岩手県東日本大震災津波復興委員会
- （3）岩手県健康増進計画推進協議会
- （4）岩手県自殺対策推進協議会
- （5）岩手県商工観光審議会
- （6）岩手県農政審議会
- （7）岩手県農林水産物等認証制度運営委員会
- （8）岩手県水産審議会

- 6 審議会等の招集等審議会等の会議について定めることとした。（第6条関係）

- 7 審議会等のうち次に掲げるものに、部会を置くことができること等とした。（第7条関係）

- （1）岩手県総合計画審議会
- （2）岩手県東日本大震災津波復興委員会
- （3）岩手県健康増進計画推進協議会
- （4）岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会
- （5）岩手県自殺対策推進協議会
- （6）岩手県商工観光審議会

- (7) 岩手県農政審議会
- (8) 岩手県農林水産物等認証制度運営委員会
- (9) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会
- 8 審議会等は、必要に応じて学識経験のある者その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができることとした。(第8条関係)
- 9 第2条から第8条までに定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が審議会等に諮って定めることとした。(第9条関係)
- 10 施行期日等
  - (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 次に掲げる条例を廃止することとした。(附則第2項関係)
    - ア 岩手県教育振興基本対策審議会条例
    - イ 岩手県財産評価審議会条例
    - ウ 岩手県特別職報酬等審議会条例
    - エ 岩手県農政審議会条例
    - オ 岩手県水産審議会条例
    - カ 岩手県商工観光審議会条例
    - キ 岩手県総合計画審議会条例
    - ク 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例
  - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項、第4項関係)
  - (4) 中小企業振興条例の一部を改正することとした。(附則第5項関係)

◎自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(条例第5号)

- 1 自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、自転車利用者、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにするとともに、その施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。(第1条関係)
- 2 定義について定めることとした。(第2条関係)
- 3 基本理念について定めることとした。(第3条関係)
- 4 県の責務について定めることとした。(第4条関係)
- 5 県民の責務について定めることとした。(第5条関係)
- 6 自転車利用者の責務について定めることとした。(第6条関係)
- 7 事業者の責務について定めることとした。(第7条関係)
- 8 交通安全団体の責務について定めることとした。(第8条関係)
- 9 自転車の安全で適正な利用に関する教育等について定めることとした。(第9条関係)
- 10 自転車の点検及び整備について定めることとした。(第10条関係)
- 11 自転車損害賠償責任保険等への加入について定めることとした。(第11条関係)
- 12 自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供について定めることとした。(第12条関係)
- 13 道路交通環境の整備について定めることとした。(第13条関係)
- 14 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、9から12までは、同年7月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第6号)

- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第1、別表第2関係)
- 2 都市計画法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 3 博物館法等の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
- 4 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴い、農地利用集積等促進計画の認可等に関する事務を新たに花巻市等が処理することとした。(別表第2関係)
- 5 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づく工場に係る届出の受理等に関する事務を新たに盛岡市等が処理することとした。(別表第2関係)
- 6 大気汚染防止法第6条第1項のばい煙発生施設の設置の届出の受理等に関する事務を宮古市が処理することとする事務から除くこととした。(別表第2関係)
- 7 宅地造成等規制法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

8 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、1及び2は公布の日から、7及び(2)(附則第4項関係に限る。)は同年5月26日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～第4項関係)

◎県民会館条例の一部を改正する条例(条例第7号)

- 1 県民会館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2～別表第4関係)
- 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎公会堂条例の一部を改正する条例(条例第8号)

- 1 公会堂の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)
- 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県立体育館条例の一部を改正する条例(条例第9号)

- 1 県立体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)
- 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県立スケート場条例の一部を改正する条例(条例第10号)

- 1 県立スケート場の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)
- 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 勤労身体障がい者体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)
- 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎スキージャンプ場条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 スキージャンプ場の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)
- 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎武道館条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 武道館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)
- 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎屋内温水プール条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 屋内温水プールの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2、別表第3関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 いわて県民情報交流センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎福祉の里センター条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 福祉の里センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2～別表第4関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎福祉交流施設条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 福祉交流施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 看護職員修学資金の貸付け及び償還免除等の対象となる施設の範囲を拡大することとした。（第2条、第3条関係）
- 2 施行期日等

（1）この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎いわて子どもの森条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 いわて子どもの森の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎産業文化センター条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 産業文化センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2～別表第4関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特例対象設備の新設又は増設の期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第2条関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎家族旅行村条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 岩手県立岩洞湖家族旅行村の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎農業ふれあい公園条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 農業科学博物館の入館料の額を増額することとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 家畜保健衛生所の手数料の額を増額することとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎緑化センター条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 緑化センターの緑化木流通施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎森林公園条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 森林公園の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎水産科学館条例の一部を改正する条例(条例第28号)

1 水産科学館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎海岸休養施設条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 海岸休養施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例(条例第30号)

1 県立都市公園の使用料の額を増額することとした。(別表第2、別表第3関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 建築基準法の一部改正に伴い、次に掲げる申請に係る手数料を徴収することとした。(第17条関係)

(1) 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請

(2) 法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請

(3) 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請

(4) 法第58条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する特例の許可の申請

2 宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第6条関係)

3 その他所要の整備をすることとした。(第17条関係)

4 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年5月26日から施行することとした。(附則関

係)

◎岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 港湾施設の使用料の額を増額することとした。（別表第1関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和5年5月1日から施行することとした。（附則関係）

◎野外活動センター条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 野外活動センターの使用料の額を増額することとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎博物館条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 博物館の入館料の額を増額することとした。（別表関係）
- 2 博物館法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第10条関係）
- 3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎青少年の家条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 青少年の家の附属の施設の使用料の額を増額することとした。（別表第1関係）
- 2 岩手県立県北青少年の家の附属の施設（スケート場）の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎美術館条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 常設展観覧料の額を増額することとした。（別表第2関係）
- 2 博物館法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第10条関係）
- 3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 次に掲げる手数料を新たに徴収することとした。（別表第7関係）
  - (1) 特定自動運行許可申請手数料
  - (2) 特定自動運行計画変更許可申請手数料
- 2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則関係）